

平成23年度 第3回
倉浜衛生施設組合議会（臨時会）

日 時 : 平成23年11月30日(水) 午前10時 開議

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成 23 年度
第 3 回

倉浜衛生施設組合議会臨時会会議録

平成 23 年 11 月 30 日（水）午前 10 時開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 23 年 11 月 30 日（水）

午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 4 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 報告第 11 号 例月現金出納検査の結果報告について

本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

出席議員（14名）

1 番	喜納 勝範	議員	8 番	前宮 美津子	議員
2 番	小浜 守勝	議員	9 番	我如古 盛英	議員
3 番	新里 八十秀	議員	10 番	岸本 一徳	議員
4 番	高江洲 義八	議員	11 番	桃原 功	議員
5 番	高橋 真	議員	12 番	宮城 司	議員
6 番	仲宗根 誠	議員	13 番	喜友名 朝眞	議員
7 番	普久原 朝健	議員	14 番	洲鎌 長榮	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	東門 美津子	総 務 課 長	新本 耕太郎
会計管理者	宮城 ゆかり	業務第一課長	新垣 学
事務局 長	大庭 隆志	業務第二課長	知念 盛政
次 長	町田 均	業務第一課技幹	目取眞 守雄

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係 長	町田 洋人	主任主事	内間 智恵
-------	-------	------	-------

●小浜守勝議長 おはようございます。ただいまから平成 23 年度第 3 回倉浜衛生施設組合議会（臨時会）を開会いたします。ただいまの出席議員数は、13 名でございます。前宮美津子議員から連絡がございませんけれども、追って出席なさると思っています。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。それでは開会のごあいさつを管理者にお願いをいたします。東門管理者。

●東門美津子管理者 おはようございます。議員の皆様方には、各市町でのお忙しいご日程もあろうかと思いますが、今日は、平成 23 年度第 3 回の倉浜衛生施設組合議会（臨時会）を開催することに当たりまして、お忙しいご日程をお繰り合わせいただきましてご出席いただき、ありがとうございます。毎日毎日が忙しい中だとは思いますが、倉浜衛生施設組合のほうも議会の議決を経て動くということもありますので、よろしくお願いたします。

さて、今臨時会に上程いたしております議案といたしましては、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の 1 件を提出させていただいております。議案の内容につきましては、後ほど、事務局の方から説明させますので、どうぞよろしくお願いたします。

●小浜守勝議長 以上で東門管理者のごあいさつを終わります。

本日は議事日程第 1 号によって議事を進めてまいります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第 70 条によって、議長の指名になっておりますので、ご指名をいたします。会議録署名議員に、7 番議員 普久原朝健議員、9 番議員 我如古盛英議員の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

日程第 2 会期の決定について議題といたします。会期については本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

日程第 3 議案第 4 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。本件について当局の説明を求めます。大庭事務局長。

●大庭隆志事務局長 改めましておはようございます。議案第 4 号についてご説明申し上げます。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 11 月 30 日

倉浜衛生施設組合管理者 東門 美津子

（提案理由）

沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告等を考慮し、所要の改正を行う必要があり、この案を提出する。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例(昭和 49 年倉浜衛生施設組合条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 4 条関係)

行政職給料表でございます。行政職給料表につきましては、給料表全体といたしましては平均で 0.21 パーセントの減でございます。職務の級及び号給ごとにご説明を申し上げます。職務の級 1 級につきましては、改正はございません。2 級につきましては、77 号給以上、給料額といたしましては

292,000 円以上の改正でございます。3 級につきましては、61 号給以上ということで、給料額につきましては 327,800 円以上でございます。次に 4 級でございますが、45 号給以上、給料額 351,600 円以上でございます。次に 5 級、37 号給以上で、給料額 363,800 円以上でございます。6 級につきましては、29 号給以上で、給料額につきましては 379,100 円以上の改正でございます。次に 7 級につきましては、17 号給以上で、給料額 406,000 以上の改正でございます。8 級につきましては、5 号給以上、給料額 422,400 円以上の改正でございます。

最後のページをお願いいたします。給料表の一番下の部分になります。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年倉浜衛生施設組合条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「100 分の 99.59」を「100 分の 99.1」に改める。

第 3 条 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 21 年倉浜衛生施設組合条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「100 分の 99.59」を「100 分の 99.1」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

以上ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

●小浜守勝議長 以上で当局の説明を終わります。直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第 4 号について討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。議案第 4 号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって議案第 4 号は原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 報告第 11 号、例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。本件につきましては報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告に変えさせていただきます。

お諮りいたします。本臨時会において議案等が可決されましたが、会議規則第 37 条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

休憩いたします。(午前 10 時 12 分)

再開いたします。(午前 10 時 12 分)

これもちまして本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。よって平成 23 年度第 3 回倉浜衛生施設組合議会(臨時会)をこれもちまして閉会をいたします。大変ご苦勞様でございました。

閉 会 (午前 10 時 13 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月27日

議 長 小 浜 守 勝

会議録署名議員 我 如 古 盛 英

会議録署名議員 普 久 原 朝 健